特 :定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律

特定 有 害廃 棄物 等の 輸 出 入等 \mathcal{O} 規 制 に関する法律 平 成四年法律 第百八号) (T) __ 部を次のように改正する。

第二条第 項 第 号中 「該当す るも \bigcirc 0) 下に (条約 第十 条に規定する二国 間 0 多数 玉 間 \mathcal{O} 又 は 地

域的 な協定又は取決め (以 下 「条約以外の協定等」という。)に基づきその輸出 輸入、 運搬 (これに伴う

保管を含む。 以下同じ。)及び処分について規制を行う必要がない物であって政令で定めるものを除く。)

を加え、 同号イ中 「であって」を「のうち」に改め、 「もの」の下に 「であって、 その処分の目的ごとに

か つ、 輸 出 及 び 輸入の別に応じて環境省令で定めるも <u>О</u> を加 え、 同号に次のように加える。

ホ

条

約

の締

約

国

で

あ

る外国

(以下この

ホに

お

1

て

「条約締約

国

という。

に

お

いて条約

第

条

1

規定する有害廃棄物とされている物であって、 当該条約締約国を仕向地又は経由地とする輸出に係る

ものとして環境省令で定めるもの

第二条第一項第二号中 「条約第十一条に規定する二国間の、 多数国間の又は地域的な協定又は取決め 以

下 「条約 を削 以外 · の 協 ŋ 同条第三項中 定等」という。 「第一項第一号ニ」 を 「 条 約 以外 を \bigcirc 協 「第一項第一号イ、 定等」 に改め、 ニ及びホ」 (これに伴う保管を含む。 に改める。 以下同

第四条第三項中「について」の下に「環境省令で定める」を加える。

第六条第三項ただし書中 「第十四条第一項」 を 「第十七条第 項 に改める。

第八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、 第十四条第一項 の認定を受けた者が、 第十五条第一項の認定を受けた者が同項の認定に係る条

約附属書ⅣBに掲げる処分作業 (以 下 「再生利用等」という。)を行うために使用する目的で、 特定有害

廃棄物等を輸入しようとする場合は、この限りでない。

第十条第三項第二号及び第十二条第二項中 「第十四条第二 項」を 「第十七条第二項」

第二十四条を第二十七条とし、第二十三条を第二十六条とする。

第二十二条第四号中 「第十五条」を「第十八条」に改め、 同条第五号中 「第十六条第一項」を「第十九条

第一項」に改め、同条を第二十五条とする。

一条の前 の見出しを削 り、 同条中 「第十四条」 を「第十七条」 に改め、 同条を第二十四条とし、 同

条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第二十条を第二十三条とし、第十九条を第二十二条とする。

に改める。

第十八条第一項中「第十四条」を「第十七条」に改め、 同条を第二十一条とする。

第十七条に次の五号を加える。

六 第十四 [条第 一項の認定又はその更新を受けようとする者

七 第十四条第五項の認定を受けようとする者

八 第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者

九 第十五条第五項において準用する第十四条第五項の認定を受けようとする者

第十六条において準用する第十条第四項の規定により移動書類の書換えを受けようとする者

第十七条を第二十条とする。

+

第十六条第二項中「又は輸入された」を「、 輸入された」に改め、 「行う者」の下に「又は第十四条第一

項若しくは第十五条第一項の認定を受けた者」を加え、 同条を第十九条とする。

第十五条第二項中 「又は輸入された」を「、 輸入された」に改め、 「行う者」の下に「又は第十四条第一

項若しくは第十五条第一 項の認定を受けた者」を加え、 同条を第十八条とする。

第十四条第二項中「第十六条第二項」を「第十九条第二項」 に改め、 同条を第十七条とする。

第十三条の次に次の三条を加える。

(再生利用等目的輸入事業者の認定)

第十四 条 特定有 害廃棄物等を輸入しようとする者は、 経済産業省令、 環境省令で定めるところにより、 次

の各号のいずれにも適合していることについて、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けることができる。

当該輸入の目的が、 次条第一項の認定を受けた者が行う当該認定に係る再生利用等であること。

当該輸入を行おうとする者が、 当該輸入を的確に行うことができる者として経済産業省令、 環境省令

で定める基準に適合する者であること。

三 当該 輸入及び次条第一項の認定に係る施設 への運搬が、 人の健康の保護及び生活環境の保全上支障 \mathcal{O}

ないものとして経済産業省令、 環境省令で定める基準に適合すること。

2 前項 の認定を受けようとする者は、 経済産業省令、 環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を

記 載した申請 書その他経済産業省令、 環境省令で定める書類を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなけれ

ばならない。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 その法人番号及び代表者の氏名

- 前項第三号に係る次条第一項の認定を受けた者に関する事項
- 三 輸入しようとする特定有害廃棄物等の種類及び輸入の方法
- 3 経済産業大臣及び環境大臣 は、 第 項 \bigcirc 認定を受けようとする者が同項各号の いずれにも適合して いる
- と認めるときは、同項の認定をするものとする。
- 4 第一 項の認定は、 五年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、 その期間
- の経過によって、その効力を失う。
- 5 第 項の認定を受けた者は、 第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、 経済産業省令、 環境
- 省令で定めるところにより、 経済産業大臣 及び環境大臣 0 認定を受けなければならない。 ただし、 その変
- 更が 経済産業省令、 環境省令で定める軽微な変更であるときは、この 限りでない。
- 6 同 第三項の規定は、 「項各号」とあるのは、 第四項 の認定の更新及び前項の認定について準用する。 「第一項各号」と読み替えるものとする。 この場合において、 第三項中
- 7 は、 第一 経済産業省令、 項の認定を受けた者は、 環境省令で定めるところにより、 第五項ただし書の経済産業省令、 遅滞なく、 その旨を経済産業大臣及び環境大臣 環境省令で定め る軽微な変更をしたとき に 届

け出なければならない。

8 経済産業大臣及び環境大臣は、 第一 項の認定を受けた者が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認

 \otimes るとき、又は 第五 項若. しくは前項 の規定に違反したときは、 当該認定を取 り消すことができる。

9 前各項に規定するもののほ か、 第一 項及び第五項の認定並びに第四項の認定の更新に関し必要な事項は

、政令で定める。

(再生利用等事業者の認定)

第十五条 特定有害廃棄物等の 再生利用等を行おうとする者は、 経済産業省令、 環境省令で定めるところに

ょ 次の各号の いずれにも適合していることについて、 経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けること

ができる。

当該再生利用等を行おうとする者が、当該再生利用等を的確に行うことができる者として経済産業省

令、環境省令で定める基準に適合する者であること。

当該再生利用等を行おうとする者が設置し、 又は設置しようとする当該再生利用等を行おうとする施

設及び当該施設における当該再生利用等が、 人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のない ものとし

て経済産業省令、環境省令で定める基準に適合すること。

前項 の認定を受けようとする者は 経済 産業省令、 環境省令で定めるところにより、 次に掲げる事項を

2

記 載) た 申 請 書 その 他経済産業省令、 環境省令で定め る書類を経済産業大臣及び環境大臣 に提出 しなけ れ

ばならない。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名

二 再生利用等を行おうとする施設

 \equiv 再生利 用等を行おうとする特定有害廃棄物等 \mathcal{O} 種 類及び処理 の方法

3 経済産 業大臣 及び環境大臣 は、 第 項 \mathcal{O} 認定を受けようとする者が同項各号の いずれにも適合して いる

と認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 第一 項の認定は、 五年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、 その期間

の経過によって、その効力を失う。

5 前条第一 五 一項か ら第八項まで の規定は、 第 項の認定について準用する。 この場合におい て、 同 条第 五. 項

中 「第二項各号」とあるのは 「次条第二項各号」と、 同条第六項中 「第三項の」 とあるのは 「次条第三項

「第四項」 とあるのは 「同条第四項」と、 「第三項中」とあるのは 「同条第三項中」 と読み替え

るものとする。

6 前 各 項に規定するも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 第 項及び前項 の規定により準 用する前条第五 項の認定並 び に 第四百 項 \mathcal{O}

認定の更新に関し必要な事項は、政令で定める。

(輸入移動書類に関する規定の準用)

第十六条 前条第 項の認定を受けた者による同項の認定に係る再生利用等に使用する目的で、 第十四条第

項 O認定を受けた者が特定有害廃棄物等を輸入する場合については、 第九条第二項前段及び第三 一項並 び

に 第十 条 から第十三条まで 0 規定 これ 5 \bar{O} 規定に係 る罰則を含む。 を準用する。 この場合に お 1 て、

次 \mathcal{O} 表 の上欄 に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える

ものとする。

当該特定有害廃棄物等に係る移動書類	輸入移動書類とともに	
第一項の認定を受けた者	を受けた者	
特定有害廃棄物等を輸入した第十四条	前項の規定により輸入移動書類の交付	第九条第二項前段

		第十条第							———第 九 2			
		采 第 一 項							第九条第三項			
当該輸入移動書類	が交付された	前条第一項の規定により輸入移動書類	<	当該輸入移動書類を添付して、遅滞な	失った輸入移動書類		再交付を受けた場合において、	前項後段の規定により輸入移動書類の	輸入移動書類の交付を受けた者等	輸入移動書類の交付を受けた者等	当該輸入移動書類	
当該輸入特定有害廃棄物等に係る移動	り輸入された	第十四条第一項の認定を受けた者によ		遅滞なく	失った移動書類	動書類を入手したとき、又は	くは失った移動書類と同一の内容の移	前項前段の場合において汚損し、若し	再生利用等目的輸入事業者等	再生利用等目的輸入事業者等	当該移動書類	とともに

		書類
第十条第二項及び第	輸入移動書類	移動書類
三項		
第十条第四項	輸入移動書類の交付を受けた者等	再生利用等目的輸入事業者等
	当該輸入移動書類	当該再生利用等目的輸入事業者等が携
		帯する移動書類
第十条第五項、第十	輸入移動書類	移動書類
一条及び第十二条の		
見出し		
第十二条第一項	輸入移動書類の交付を受けた者等	再生利用等目的輸入事業者等
	当該輸入移動書類	当該再生利用等目的輸入事業者等が携
		帯する移動書類
	輸入移動書類に係る	移動書類に係る

第十二条第二項、第一輸入移動書類	移動書類
十三条、第二十五条	
第三号及び第二十六	
条第一号	

附則

施行期日)

第 一条 この法律は、 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(特定有害廃棄物等の輸出の承認の申請に関する経過措置)

第二条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 の際現にされているこの法律による改 正 前 \mathcal{O} 特定有害廃棄物等の輸 出 入等 の規 制に

関する法律 (次条に お ****\ て 旧 法」という。) 第四 [条第一 項 \bigcirc 規定による 承 認 \mathcal{O} 申 請 は、 この 法 律 に よる

改 Ĩ 後 \mathcal{O} 特 定有 害廃棄 棄 物等 \mathcal{O} 輸出入等の 規制に関する法律 (以 下 「新法」という。) 第四条第 項の 規定

による承認の申請とみなす。

(特定有害廃棄物等の輸入に関する経過措置)

第三条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に輸 入され た 旧 法第二条第 項各号に掲げる特定有害廃 定棄物等 (以下この条及び

次条に お 1 て 旧 特 定 有 害 廃 棄物等」 という。 又は この 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に 旧 法 第 八 条第 項 \mathcal{O} 承 認 を受け

た者が輸入しようとする当該承認に係 だる 旧 特定有害廃棄物等 のうち、 新法第二条第 項各号に掲げ る特定

有害廃棄物等 (以下この条及び次条におい て 「新特定有害廃棄物等」 という。 に該当しないものについ

ては、新特定有害廃棄物等とみなす。

(特定有害廃棄物等の輸出に関する経過措置)

第四 条 新 法第十 七 条第 項、 第十八 条 第 項及び第十 九 条第 項 \bigcirc 規定は、 新特 定有害廃 棄 物等 \mathcal{O} うち、

旧 特 定有 害 廃棄 物等 に該当し ない ŧ のであって、 この 法律の施行 前に輸出されたものについ ては、 適用 L

ない。

(罰則に関する経過措置)

第五 条 ک \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に L た行為に対する罰 則の適用については、 なお従前 \mathcal{O} 例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を

含む。)は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、 この 法律の施行後五年を経過した場合において、 新法の施行の状況を勘案し、 必要がある

と認めるときは、 新法の規定について検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

特定有害廃棄物等の 国際的 な取引等を巡る状況及び我が国の再生利用等に関する技術の向上等を踏まえ、

直 特定有害廃 į 再生利用 棄 用等 物 等 目的: \bigcirc 輸 輸 出 入事業者等の 入等に係る規制をその実態に 認定制度の創設による特定有害廃棄物等 即 したものとするため、 特定有害廃 の輸入に係る手 棄物等の ,続の: 簡素化等 範 囲 の見

の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。